

# 一般財団法人北海道老人クラブ連合会表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道老人クラブ連合会（以下「本連合会」という。）の老人クラブ功労者等の表彰に関する基本的な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 老人クラブ功労者表彰
- (2) 一般表彰
- (3) 本連合会記念特別表彰
- (4) 業務貢献表彰
- (5) 会員増奨励特別表彰

## (老人クラブ功労者表彰)

第3条 老人クラブ功労者表彰は、市町村老人クラブ連合会の役員として10年以上にわたり、その任にあり、特に顕著な功績により市町村老人クラブ連合会会長表彰を受けた者に対し、表彰状を贈呈する。

## (一般表彰)

第4条 一般表彰は、市町村の区域を越えて、広域にわたり老人クラブ活動の推進のために顕著な貢献をした個人又は団体に対し、感謝状を贈呈する。

## (本連合会記念特別表彰)

第5条 本連合会記念特別表彰は、本連合会の創立記念事業に併せて特別に行うものとし、市町村老人クラブ連合会及び単位クラブにおいて、顕著な功績があった個人又は団体に対し、表彰状を贈呈する。

## (業務貢献表彰)

第6条 業務貢献表彰は、本連合会の業務遂行のため顕著な貢献をした個人又は団体に対し、次に掲げる区分により表彰する。

- (1) 賛助協力表彰として、本連合会の業務遂行に関連し、賛助金などの寄贈のあったものに対し、感謝状を贈呈する。
- (2) 各種入賞者等表彰として、本連合会が主催又は協賛して行う各種コンテスト等において、特に優れた成績を収めたものに対し、表彰状を贈呈する。

(会員増奨励特別表彰)

第7条 会員増奨励特別表彰は、本連合会が別に定める「新規会員増等奨励特別賞」贈呈要綱の表彰対象要件を満たしている団体に対し、表彰状を贈呈する。

(候補者の推薦)

第8条 候補者の推薦は、本連合会並びに市町村老人クラブ連合会会長から、所定の推薦調書により推薦するものとする。

(審査)

第9条 候補者は、本連合会の会長、副会長、常務理事で構成する審査委員会の審査を経て、決定するものとする。

(表彰の方法)

第10条 表彰状、感謝状及び賞状の贈呈は、副賞を添えて行うことができる。

2 表彰は、原則として全道老人クラブ大会において行うものとするが、表彰内容によっては、その都度行うことができるものとする。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならないものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。